



東相制第 09-154 号
平成 22 年 2 月 26 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいは

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成 21 年 12 月 9 日付け東相制第 09-98 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

別紙 東相制第09-98号（平成21年12月9日）の補正内容

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)				(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,281円			
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,281円			
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,319円			
		イ 4線式のもの	1回線ごとに	2,639円				
		ウ～オ (略)	(略)	(略)				
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (略)	(略)	(略)			
			(イ) 当社の内局スプリタを利用した場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,375円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,375円	
					C A B 以外のもの		1回線ごとに	1,416円
			② (略)	(略)	(略)			

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)				(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,284円			
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,284円			
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,322円			
		イ 4線式のもの	1回線ごとに	2,645円				
		ウ～オ (略)	(略)	(略)				
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (略)	(略)	(略)			
			(イ) 当社の内局スプリタを利用した場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,353円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,353円	
					C A B 以外のもの		1回線ごとに	1,394円
			② (略)	(略)	(略)			

イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	565円	(5)~(8) (略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	565円		
	(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		1,863円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,863円
			C AB以外のもの	1回線ごとに		1,905円
	② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	522円		
B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	522円			

2-1-1-2 ~ 2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 0.9060円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 0.5332円	_____

2-10-2 ~ 2-14 (略)

イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	555円	(5)~(8) (略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	555円		
	(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		1,831円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		1,831円
			C AB以外のもの	1回線ごとに		1,872円
	② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	512円		
B 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	512円			

2-1-1-2 ~ 2-9 (略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 0.9064円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 0.5334円	_____

2-10-2 ~ 2-14 (略)